

面会交流支援徳島の会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「面会交流支援徳島の会」と称し、目的に賛同するものをもって組織し、事務局は会長の自宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、離婚等により離れて暮らす親と子どもの面会交流支援について学習し、面会交流支援の実践を行うものとする。これらにより、子どもの福祉の向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 毎月 1 回程度、面会交流支援について学習会や検討会等を行う。
- (2) NPO 法人面会交流支援センター香川より、面会交流支援の要請があれば実践する。
- (3) その他、目的達成に必要な事業を行う。

(役員及び任期)

第4条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 本会を総括する

副会長 1名 会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。

会計 1名 本会の会計を処理する

監事 2名 本会の事業及び会計事務を監査する。

事務局長 1名 会の庶務及び関係機関との連絡調整を行う。

顧問 必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

2 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 毎年 1 回会長が総会を招集し、次のことを議決する。

- (1) 事業計画と予算決算の承認。
- (2) 役員の選出
- (3) 規約の変更
- (4) その他、重要な事項

2 総会の他、会長が必要と認めた場合は、臨時会議を招集する。

3 総会は会員の 3 分の 2 をもって成立とし、会議に付議された案件は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(会計年度及び経費)

第6条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

- 2 本会の経費は、会費、助成金、寄付金等をもって充てる。
- 3 会費は年額 500 円とする。

附則 この規約は平成 28 年 4 月 16 日から施行する。

初年度役員

会長：椎野 副会長：山橋 会計：大谷 監事：新井、松本 事務局長：佐古